

熊本県農業制度金融運営会議設置運営要領

(目的)

第1条 農業制度金融の運営に係る諸問題を検討するとともに、農業制度資金に関する承認、決定等事務の適正かつ円滑な処理を図るため、熊本県農業制度金融運営会議（以下「運営会議」という。）を設置する。

(審議事項等)

第2条 運営会議は、農業制度金融の運営に係る諸問題を審議する。

2 運営会議は、各広域本部（地域振興局）及び県央広域本部（熊本農政事務所）農業制度金融審査会の要請に基づき、農業制度資金の審査方針等に係る意見照会に対し、調査、検討のうえ回答を行う。

3 運営会議は、農業制度資金に関する次の事項について審査する。

- (1) 利子補給及び利子助成の承認・決定
- (2) 事業計画及び経営改善計画等の承認
- (3) 貸付適格の認定
- (4) その他(1)～(3)に付随する事項

(構成)

第3条 運営会議は、会長及び委員により構成する。

2 会長は、団体支援課長をもって充てる。

3 委員は次に掲げる者をもって充てる。

農地・担い手支援課長、農業技術課長、農産園芸課長、畜産課長、熊本県農業協同組合中央会・連合会（以下「県中央会・連合会」という。）農政・営農支援センター所長、日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）熊本支店融資第一課長、熊本県農業信用基金協会（以下「県基金協会」という。）業務部長、公益社団法人熊本県畜産協会（以下「畜産協会」という。）事務局長、農林中央金庫（以下「農林中金」という。）熊本支店次長（営業第一班）

4 運営会議は、審査等の内容に応じ、必要な範囲の構成員により開催することができる。

(職務)

第4条 会長は運営会議を招集し、運営会議の議長として会議を総括する。

2 会長はあらかじめ指定する者に職務を代理させることができる。

(調査等)

第5条 運営会議は、必要に応じ、現地調査を行うほか、関係広域本部（地域振興局）及び熊本農政事務所、関係市町村、関係市町村農業委員会及び融資を実施する農協等金融機関の出席及び説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 運営会議の庶務は、団体支援課において行うものとし、必要に応じ関係課の協力を求めることができるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、運営会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。

2 本要領の施行に伴い、熊本県畜産特別資金審査委員会運営要領は廃止する。

附 則

この要領は、平成13年6月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年1月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年5月17日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年5月11日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年10月9日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年(2020年)4月30日から施行し、令和2年(2020年)4月1日から適用する。